

## 中高層集合住宅における貸付メーターの貸付料について

中高層集合住宅における貸付メーター及び水道料金等各戸徴収の取扱いに関する要綱第5条第2項及び民間の中高層集合住宅を対象とした各戸検針及び各戸徴収サービスに関する要綱第6条第2項に規定する貸付メーターの貸付料は、次のとおりとする。

- 1 貸付メーターの貸付料の額は、毎年度、口径ごとに次の算定式に基づき算定する。  
(算定式)  
貸付料の額 = (貸付メーターの購入価額 + 事務費) × (1 + 消費税及び地方消費税の税率)
  - (1) 貸付メーターの購入価額は、前年度の平均購入単価とし、消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。ただし、前年度に購入実績がない口径のメーター（以下「前年度未購入メーター」という。）については、次のアに対するイの平均増減率をウに乗じた額とする。
    - ア 前年度に購入実績がある口径のメーター（以下「前年度購入済メーター」という。）の前々年度における平均購入単価として算定した単価
    - イ 前年度購入済メーターの前年度における平均購入単価
    - ウ 前年度未購入メーターの前々年度における平均購入単価として算定した単価
  - (2) 事務費は、購入価額の100分の50とする。
  - (3) 消費税及び地方消費税の税率は、100分の10とする。
  - (4) 貸付料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 貸付メーターを貸し付けた日の属する年度の翌年度以降にわたって、貸付メーターを貸し付ける場合、翌年度以降の貸付料については免除とする。

### 附 則

(実施期日)

この要綱は、昭和56年4月1日から実施する。

### 附 則

(実施期日)

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

### 附 則

(実施期日)

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

### 附 則

(実施期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

(実施期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

**附 則**

(実施期日)

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

**附 則**

(実施期日)

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。